平成29年度 予 算 編 成 方 針

1. はじめに

(1) 経済状況と国の動向

内閣府が公表した9月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、このところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」とする一方で、我が国の景気の下押しリスクとして「中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れ」、留意すべき事項として「英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動」が挙げられている。

国は、平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016 (骨太の方針2016)」において、人口減少と地域経済の縮小の悪循環に歯止めをかけ、将来にわたって地域の成長力を確保するとした。併せて、平成28年8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」に基づき、経済対策及び熊本地震からの復興等を主な内容とする経済対策が予定されており、国の動向に注視していく必要がある。

(2) 平成29年度の地方財政見通し

地方財政に関しては、平成28年8月31日に総務省が公表した「平成29年度の地方 財政の課題」において、平成29年度の地方財政収支見通しを仮試算したうえで、「出 ロベース」の地方交付税を28年度当初予算比4.4%減と見積もっており、本市のよう に地方交付税への依存度が高い自治体への影響が懸念される一方、歳出面では、高 齢化による社会保障費の増加により、引き続き厳しい状況が見込まれている。

(3) 本市財政の今後の見通し

平成27年度一般会計決算における自主財源比率は32.0%であり、歳入構成比では、地方交付税37.1%、市税19.8%と地方交付税への依存度は極めて高く、依然として脆弱な財政構造である。

これまで懸念されていた特別交付税の割合引下げは撤回されたものの、普通交付税については、平成28年度から平成27年国勢調査人口の適用となり、合併算定替による段階的縮減も平成28年度からすでに10%縮減が適用されている。

そのため、平成28年度の普通交付税は現時点で約157.2億円と前年度から8.3億円の大幅減となっている。現時点の地方財政見通しのみで試算すれば、平成29年度の地方交付税は、段階的縮減の30%縮減などから、平成28年度と比較し約10億円の減収が見込まれ、臨時財政対策債の約3.3億円の増収を見込んでも、大幅減収が見込まれる。

地方税収については、地方財政全体では景気回復基調から若干の増加が見込まれているものの、本市市税への影響は限定的なものと見込まれ、更に歳出面では、引き続き社会保障関係費の増加が見込まれることから、更に厳しい財政環境下での予算編成となることは必至である。

このような厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、財源不足の解消に向け積極的に取り組むとともに、今後も国の経済財政運営の動向とともに、「社会保障・税一体改革」などの制度変更や地方創生に向けて講ぜられる諸施策の動向などを注視し、適時適切に対応していく必要がある。

2. 基本方針

平成29年度予算編成については、総合計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、 社会経済情勢の変化による新たな課題にも的確かつ速やかに対応するよう、次の方針に 基づいて進める。

(1) 市民の日々の暮らしを着実に支え続ける。

厳しい財政状況下にあっても、市民目線を基本とし、自治体の最も重要な責務である、市民の日々の暮らしを着実に支え「豊岡で暮らして良かった」と市民が実感できるまちづくりを進める。

(2) 4つの危機からの脱却を目指し、果敢に、大胆に、挑戦する。

以下の4つの危機に備え、脱却を目指し、関連する施策を積極的に推進する。

① コミュニティ崩壊の危機

平成29年4月に市内全域で立ち上げられる地域コミュニティ組織の主体性、自主性に配慮しつつ、共に地域社会を支える当事者として協働関係を構築し、住民自治を促進する。

② 災害の危機

熊本地震や東日本大震災、平成16年台風23号の経験を活かした防災・減災対策の 充実・強化を図る。

③ 経済衰退の危機

「豊岡エコバレー」と「大交流」により、地域経済を活性化させる。

④ 財政崩壊の危機

虚弱体質の歳入構造、肥満体質の歳出構造からの脱却を目指し、持続可能な行財 政基盤を構築する。

(3) 地方創生等に的確に対応する。

「豊岡市地方創生総合戦略」及び「振興局プロジェクト」は、重要業績評価指標 (KPI)の達成に向けた展開を図ることとするが、その実現には、新規事業や既存事業の優先度の高い事業に対し、いかに財源を確保するかが問われている。

そのため、①全庁的視点で事務事業を見直し、②目的を達成した事業・費用対効果が見合わない事業を見極め、③事業の統合・縮小・整理を積極的に推し進めることが求められている。

地方創生等を着実に推進するため特に優先的に取り組むこととした施策、事業については、必要性や有益性、将来コストとともに、その成果を充分吟味したうえで 積極的に要求されたい。

なお、関係部局(地方創生課、UIターン戦略室、ハートリーフ戦略室、大交流 課)と事前に十分協議調整した上で要求すること。

(4) 戦略的政策評価に基づき成果重視の予算を編成する。

行政経営における「成果重視への転換」を目指した戦略的政策評価を用い、限られた資源である「ヒト、モノ、カネ」を活用し、「選択と集中」を徹底し最大の効果を上げるよう要求されたい。

特に、平成28年度重要施策市長ヒアリング等を通じて、各部において特に優先的に 取り組むこととした事業については、市長指示事項等に的確に対応した上で要求され たい。

なお、安易に前例を踏襲することなく、これまで行ってきた施策・手法も、状況の 変化に伴い改善の余地がないか検証するとともに、日常的に業務改善・改革を実践し、 各所管部局で達成したい目的を明確にした上で**メリハリをつけ、市政の方向性に沿い、** メッセージ性を込めた戦略的な予算見積りを行うこと。

3. 経常的事業に係る要求限度額

経常的経費のうち物件費、維持補修費、庁費等の一般行政経費については、枠配分方式を実施する。

枠配分額については、**一般行政経費については、平成28年度当初予算額を基準として** 要求限度額を設定する。

なお、平成28年度要求時は政策的経費で要求したが、平成29年度以降に経常化する事業費についても、要求限度額に含めることとし、各部局においては、配分された要求限度額の枠内で、主体的及び自律的に予算編成を行うこと。

なお、要求枠を超過するものは、政策費要求・査定対象とするので留意すること。

4. 予算要求基準

(1) 総括的事項

ア 当初予算の基本

歳出所要額、財源ともに1年間の見積りをベースに編成作業を行い、新年度開始後に補正や流用等による対応が生じないよう確実に見込むこと。政策的なもので事業費の大きい事業については当初予算時に必ず要求すること。

イ 市民要望等への対処

前述のとおり、市民要望については、各所管部局で精査し真に必要な事案については的確に対応すること。また、決算認定、決算審査等で議会及び監査委員からの指摘事項等についても、十分検討し、適切に対処すること。

ウ 歳入の確保

歳入については、市税等の収納率の向上策や、使用料及び手数料等の増収策を 積極的に検討し、新たな財源の創出に努めること。また、「豊岡市債権に関する条 例」及び「債権管理マニュアル」に基づき、債権の適正管理に努め、歳入の確保 を図ること。

エ 国・県補助事業の確実な見積り

例年、予算成立後に国・県補助金が減額内示され、事業計画の見直しを余儀なくされ、市債の追加発行や一般財源による肩代わりを検討するという事態が生じている。

国及び県の予算編成や補助制度の動向に注視し、確実な額を見積もること。

オ 編成作業の効率化

新規事業における政策判断は要求前に必ず終えておくこととし、政策判断未了のものは要求しないこと。前年度に要求し、予算措置されなかった事業などについては、原則として再度の要求を行わないこととするが、その内容・手法や社会的状況の変化などがあった場合にのみ要求を行うことができる。

カ ゼロ予算事業の活用

新たな政策課題や既存事業での市民サービス等の向上については、漫然と新規 予算要求を検討するのではなく、予算を伴うことなく、既存資産の活用や職員の マンパワーのみで課題解決が行えるよう「ゼロ予算事業」の取組みに努めること。

キ 部長(振興局長)等を中心とした編成作業

各部の予算要求については、部長(振興局長)と部内調整担当課長、政策調整 主幹を中心に、部内の重点事項を整理したうえで編成作業を進めること。

経常的経費は要求限度額を設定している。<u>単なる一律削減的手法ではなく、施</u>策・事業の選択と集中を行うこと。

政策的経費は、各部局の戦略目的に照らし、緊急性、市民ニーズ、費用対効果などについて各部内において精査の上、部局単位で順位を付けて要求すること。

(2) 経常的経費

ア 義務的事業

- (ア) 人件費(職員課執行分)については、既存組織、事務事業の見直しや業務の アウトソーシング化など、業務執行方針の改善により、人件費総額の抑制に努 めること。
- (イ) 扶助費については、対象者や扶助額についての徹底した精査、また単独事業 の事業手法や給付水準の検証などを行い、予算の肥大化を招くことのないよう 的確な見積もりを行うこと。

イ 固定的事業

- (ア) 特別会計への繰出金及び企業会計への負担金は、繰出基準に基づき必要額を 要求すること。
- (イ) 公立豊岡病院組合、但馬広域行政事務組合、北但行政事務組合に係る負担金 については、特殊要因分を除いた上で、前年度当初予算額以内で要求すること とし、確定次第、修正すること。

ウ 経常的事業

施設維持管理事業、例年実施する事業、人件費(担当課執行分)等は、別途指示する予算要求枠の範囲内で要求すること。

(3) 政策的経費

- ア 主要施設等整備事業費、新規に実施する事業 (ソフト事業含む)、災害復旧事業 費、債務負担行為に基づく継続事業費、投資及び出資金等
 - (ア) 投資的経費の要求について
 - ① 重要施策市長ヒアリング分を基本に、ヒアリング時の課題等を整理のうえ、 予算化の検討を行うこと。政策協議が整っていないものは要求しないこと。
 - ② 基本的に前年度からの継続事業及び総合計画実施計画に計上されたものを

対象とする。

- ③ 合併特例債の発行残額も僅かとなっているため、長期財政見通しに計上している事業(実施計画計上済事業)しか市債発行は予定していない。市債を財源とする新規のハード事業は、過疎債及び辺地債の活用なども含め、十分協議・検討の上、要求すること。
- ④ 庁舎や学校などの公共施設や道路・橋梁などのインフラ施設の老朽化に伴う維持保全については、施設の安全性の確保や適正管理を計画的かつ効果的に実行していくこと。特に、公共施設の整備については、「豊岡市公共施設再編計画(案)」の方針に沿い、原則として施設の新設は行わず、建替え等を行う際には施設の複合化・多機能化・減築を前提に検討を行うほか、基本計画の段階から運営体制をはじめ、機能面・維持管理面等について十分に検討を行うこと。

(イ) ハード事業について

- ① 緊急性などの観点から充分精査し、真に必要なもののみに限定すること。
- ② 工事費積算については、直近の入札動向や工事費の高騰、労務単価の動向等を踏まえ、適正な見積りを行うとともに、工事内容の把握に努め、手法や仕様の見直しなど特段の精査を行うこと。
- ③ 公共施設再編計画(案)で、今後も確実に存続が必要との政策判断を得ている施設は「予防保全」に向けた対応をとるとともに、LED化等によるカーボン・マネジメント、ランニングコスト削減なども勘案し、適切に対応すること。

その他の施設は、基本的に大規模改修や建替えを想定していないが、施設 の安全対策等に留意し、適切に対応すること。

(ウ) 情報システムについて

システムの有効性を再検証した上で、有効性の乏しいシステムがあれば、抜本的に見直すこと。情報システムの調達経費(システム及び機器等)については、「豊岡市情報システム調達ガイドライン」(平成22年3月策定)に基づく「情報システム基本計画書」を添付すること。

(エ) 各種補助金について

補助金については、「補助金等の見直し基準(平成27年3月)」の「補助金等の交付基準」の要件を満たしているか十分に確認精査のうえ要求すること。

既存補助金にあっても、同基準の趣旨を踏まえ、必要に応じて事業の見直し を行うこと。

(オ) 要求順位について

戦略的政策評価による成果重視の予算編成の趣旨を踏まえ、部内又は振興局内において、行政関与の必要性、緊急性、費用対効果などを勘案して的確に優先順位付けを行うこと。査定作業では、部(振興局)内での優先順位を基本として査定する。

(4) 留意事項

ア 経常的経費

(ア) 施設の維持管理費など固定化している経常的経費については、平成27年度

決算額をベースに正確かつ適切に要求すること。特に積算根拠については、 詳細に記述すること。

(イ) 単に前例を踏襲し、見直し・事務改善の検討が見られない事務事業は、要求限度額内であっても、所要額をカットする場合がある。

イ 政策的経費

(ア) すべての要求について、事業毎に「予算要求事務事業概要調書(政策的経費)」を作成し提出すること。

事業名については、事業内容や方向性を分かりやすく示し、PR効果のある表現を工夫すること。

- (イ) 事業手法、人件費を含むランニングコスト、後年度負担、関連事業・同種 事業の有無など、多様な視点で十分な検討を行った上で要求すること。
- (ウ) 業者見積り等に基づき要求する場合は、その見積り内容を担当部署において十分再検証した上で要求すること。
- (エ) イベント関係予算 (講演会等を含む) については、必要性・効果を十分に 検討し、安易な予算要求は厳に慎むこと。また、出演料等はテーマや期待さ れる効果に鑑み相応しいことを十分に精査すること。

5.特別会計、公営企業会計

- (1) 特別会計及び公営企業会計についても、一般会計予算に準ずるほか、経営の一層 の効率化及び自己財源の確保を図ること。
- (2) 水道及び下水道事業会計にあっては、事前に予算編成方法についての考え方を整理し、個別の財政計画をローリングした上で、予算を編成すること。

予算編成方法についての考え方及び財政計画のローリングについては、事前に財 政課と協議・調整すること。

(3) 一般会計と関連する事務事業については、関係課等と事前に十分協議・調整を行うこと。